

証券コード 4071
(発送日) 2025年12月8日
(電子提供措置の開始日) 2025年12月4日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番2号
汐留住友ビル25階
株式会社プラスアルファ・コンサルティング
代表取締役社長 三室 克哉

第19期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.pa-consul.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「プラスアルファ・コンサルティング」または「コード」に当社証券コード「4071」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月25日（木曜日）午後6時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区東新橋一丁目9番2号
汐留住友ビル25階当社会議室
3. 目的事項 1. 第19期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件
- 報告事項
- 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 取締役の報酬額改定の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
4. 招集にあたって の決定事項 （議決権行使についてのご案内） (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・業務の適正を確保するための体制
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類にはお送りする書面記載のものほか、上記事項も含まれております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席されない場合、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。議決権は行使期限の2025年12月25日（木曜日）午後6時30分までにご行使ください。

1. インターネット等による議決権行使



当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙右片に記載のログインID及び仮パスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使期限までに賛否をご入力ください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2. 郵送による議決権行使



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は本招集ご通知とあわせてお送りする記載面保護シールをお使いいただけます。

3. その他

- (1) 議決権をインターネット等と議決権行使書面の双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるご行使を有効とします。インターネット等により複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (2) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

4. 「議決権行使サイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行 証券代行部

フリーダイヤル 0120-173-027（平日午前9時～午後9時）

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事 業 報 告

(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

あらゆる情報がデジタル化されビッグデータ化する中で、当社グループは「見える化プラットフォーム企業」のビジョンのもと、先進的なテクノロジー活用によるデータを可視化する技術を武器に、ビッグデータ活用による企業の業務効率化や意思決定を支援するサービスを展開しております。

当連結会計年度の経営環境においては、企業のデジタル化シフトや働き方の見直しに伴う業務の自動化・効率化などへの取り組みが続いており、それらを支援するソフトウェアについては高い需要が維持されております。特に当社グループが手掛けるSaaS型クラウドサービスは、イニシャルコストを抑えて短期での導入が可能であることや、システム更新などの運用負荷を軽減できることから導入へのハードルが低く、企業規模や業種を問わず投資意欲が高く、市場成長をけん引しております。

当社では、2008年5月にスタートした見える化エンジンにより高収益を確立しながら、2011年7月に立ち上げたカスタマーリングスでは安定成長を継続し、2016年9月に参入したタレントパレットで高成長を続けながら、2023年10月には新規事業となるヨリソルを立ち上げております。いずれも継続収益が大部分を占めるSaaS型サービスであり、それぞれの事業による収益が上乗せされる形で成長を継続しております。立ち上げ期にあるヨリソルを除く全ての事業は黒字化しており、高収益の安定事業、安定成長事業、高成長事業の組み合わせにより、全社ベースで高い成長率と利益率を同時に実現しております。

新規顧客を獲得するための活動としては、マス広告やWeb広告等によるオンラインマーケティング、展示会やWebセミナー等へのイベント参加により、当社グループのサービスに関心をもつ顧客を集客し、導入を検討する企業にはサービス説明や分析手法の紹介などのデモを実施し、顧客の導入意欲を高めることにより受注を獲得しております。また、インサイドセールスやアウトバウンドなどの手法も活用し、潜在的な顧客に対して積極的に提案を行うことで、新たな顧客層の開拓を推進しております。

なお、2022年10月からは株式会社グローアップ、2024年3月からはAttack株式会社、2024年6月からはディー・フォー・ディー・アール株式会社、および2024年7月からはオーエムネットワーク株式会社が連結子会社となり、タレン

トパレットとの連携を図りながらグループの成長に寄与しております。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度における売上高は17,084,345千円（前期比22.8%増）となり、前年の高成長を継続しております。また将来の大きな市場獲得を見据えて人員採用やマーケティング投資などの積極的な成長投資を継続した結果、営業利益は6,378,692千円（同40.8%増）、経常利益は6,320,449千円（同39.5%増）、なお、連結子会社である株式会社グローアップおよびAttack株式会社ののれん等の減損損失1,154,121千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は3,258,678千円（同5.4%増）となっております。

セグメント別の経営成績は次の通りであります。

＜マーケティングソリューション＞

当セグメントは「見える化エンジン」および「カスタマーリングス」に関する事業により構成されております。

見える化エンジンでは、コールセンターやマーケティング部門に集まる顧客の声に加え、近年拡大してきたソーシャルメディア上の口コミを分析できるツールを提供しております。当サービスでは「顧客体験フィードバック」のコンセプトのもと、企業が顧客に提供したい顧客体験と、顧客の感じ方のギャップを分析する仕組みを提供しており、企業の商品・サービスの企画および改善を支援するソリューションとして事業展開を図っております。

単独のツールとしての提供だけでなく、分析ノウハウや分析結果の活用方法などのコンサルティングを提供することや、従来のテキストマイニング技術をベースとしたサービスに生成AI技術による新たな機能・サービスを開発するなどにより差別化を図っております。

主力顧客の製造業だけでなく、サービス業などでも顧客の声をマーケティングに活かす取り組みは着実に浸透しつつあり、見える化エンジンへの引き合いは底堅く推移しておりますが、ライトユーザーを中心に解約率がやや高い水準で推移しており、顧客数がやや減少傾向となっております。顧客内での幅広い部門でのサービス活用を促進するとともに、顧客の定着率を高める取り組みを強化することで、顧客基盤の安定・強化に取り組んでおります。

カスタマーリングスでは、主にEC事業者や通信販売事業者向けに、顧客の属性、購入履歴、メール配信への反応等の情報に基づき、最適なキャンペーンを実施できる統合マーケティング・ツールを提供しております。当サービスでは「実感型デジタルマーケティング」のコンセプトのもと、データの効率的な活用にとどまらず、オンライン施策が顧客行動に与える影響を分析・見える化することで、次の施策決定を支援し、また分析した結果を直接マーケティング施

策に活用できるソリューションとして事業展開を図っております。

電子商取引市場の拡大により、顧客とのデジタル接点から収集した情報をマーケティング施策に活かす取り組みが広がってきており、成長市場であるデジタルマーケティング分野は新規参入も多く、競争環境は厳しくなっています。そのような環境の中で、多様な条件設定によりリアルタイムに有望顧客を抽出・可視化することで顧客に合わせたきめ細かなマーケティング・シナリオ構築と最適アクション実施を実現できるツールとして差別化を図っております。

このような市場環境の中で、足元では生成AIを活用した機能強化を推進しており、既存顧客の利用度拡大に伴うプランアップや従量課金の増加により顧客単価は上昇傾向にあるものの、顧客数減少による影響もあり、売上高は微増となっております。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は3,841,065千円（前期比1.5%増）、セグメント利益は1,709,549千円（同5.4%増）となりました。

<HRソリューション>

当セグメントは「タレントパレット」と「ヨリソル」に関わる事業、子会社の株式会社グローアップ、Attack株式会社、ディー・フォー・ディー・アール株式会社およびオーエムネットワーク株式会社により構成されております。

タレントパレットでは、企業内に散在する社員スキル、適性検査結果、職務経歴、人事評価、従業員アンケート、採用情報などの人材情報を集約して分析・見える化できるプラットフォームを提供しております。働き方改革や労働人口減を背景とした人材活用プロセス（採用、教育、配置、評価）の質的向上や効率化を目指した人材管理のソフトウェア市場は急拡大しております。当社グループでは、顧客基盤の拡大に向け、積極的な人員採用やマーケティング投資を実施しており、導入社数は増加を続けております。

タレントパレットは、分析的視点での人事戦略を実現する「科学的人事」のコンセプトのもと、継続的にサービスの機能強化を図っているほか、導入企業へのコンサルティングを通じて蓄積された分析ノウハウや活用方法などをサービス強化に結び付けております。また、生成AIの活用による機能強化を推進しており、これらの機能を顧客が最大限に活用できるよう専門の生成AIコンサルティングを提供し、サービスの高度化を推進しております。

従業員数が多い大手企業で多く採用されており、新規顧客の獲得は大手企業にフォーカスするとともに、既存顧客への値上げに加え、オプション機能提供やプランアップによるアップセルを推進していることから、全体の顧客単価は上昇傾向にあり、収益拡大に寄与しております。

ヨリソルでは、教育DXと教育データの見える化を実現する統合型スクールマネジメントシステムを提供しております。志願者、在校生、卒業生、保護者、教職員など、散在している教育に関する情報を一元管理できるほか、収集したデータを豊富な分析機能により見える化することで、教育機関でのデータに基づく施策の企画から実行の支援を行っております。

2022年からトライアルの形で運営を開始し、事業化の可能性を検討してきましたが、2023年10月に新規事業としてスタートし、既に大学、中学・高等学校、塾・専門学校など、先進的な教育機関を中心に幅広く導入が進んでおります。

株式会社グローアップでは、企業と学生を結びつけるプラットフォーム「キミスカ」を提供しております。学生は無料でデータベースにプロフィールを登録し、利用企業は登録された学生プロフィールを閲覧しながら求人ニーズにマッチする候補者に直接アプローチする「逆求人」型のサービスを展開しております。

利用企業にとっては、就職ナビ等を経由して企業に応募する「エントリー型」の応募では出会えない学生へのアプローチが可能となるほか、学生にとっては、自分の強みやスキル、価値観、経験などを評価してくれる企業からのオファーを得られるサービスとなっております。タレントパレットの導入企業がキミスカを通じて効率的に新卒学生とのマッチングを図るための連携機能を強化しており、グループ連携を通じて利用企業の開拓を推進しております。

Attack株式会社では、企業向けに採用コンサルティング事業を展開しており、主に採用支援サービスである「TARGET」を運営しております。TARGETでは、顧客企業の採用活動に関して「プロジェクトマネジメント」「候補者日程調整」「ダイレクトリクルーティング支援」「採用広報」など、幅広い業務をアウトソースで請け負うプロジェクトマネジメント型の採用支援サービスを提供しております。TARGETとタレントパレットの連携を通じて、人事の採用領域においてサービス範囲を拡大するとともに、相互サービスの連携による付加価値向上を図るほか、営業活動の連携等を推進し、更なる成長力の向上を図っております。

ディー・フォー・ディー・アール株式会社では、企業の戦略企画、事業創発、組織活性化、マーケティング支援およびリサーチ等、幅広い分野でのコンサルティング・サービスを提供しております。大手企業を中心に安定した顧客基盤を有しており、特に、技術変化やライフスタイル・価値観の変化といった軸で、10年、20年先の未来社会に向けた重要テーマを扱う「未来戦略コンサルティング」において、多くの経験とノウハウ蓄積を背景に、顧客企業のシンクタンク的な機能も果たしております。

オーエムネットワーク株式会社では、主力事業として、小売・サービス業向

けの月額課金型クラウドサービス（店舗社員／パート社員等の業務シフトの自動作成・管理システム：「R-Shift」）を提供しております。

R-Shiftは、顧客企業での店舗や業務ごとの必要人員と、従業員の勤務可能日・時間、スキル・経験などを数理最適化エンジンによりマッチングするサービスであり、800を超える標準機能により店舗の実態や特性に合わせた運用が可能であることから、幅広い業種・業態で採用されております。特に大手のドラッグストア、スーパー、量販店などで採用されており、導入社数は約100社を超えて拡大し、従業員1,000名以上の小売・サービス業におけるシフト管理システムの導入実績でトップシェアとなっております。

また、勤怠管理システム（「R-Kintai」）も提供し、R-Shiftとの組み合わせにより、シフト計画のデータをR-Kintaiにリアルタイムに取り込むことで、予算管理や給与計算に反映できるなど、導入企業の業務効率化に貢献しております。

以上の結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は13,246,616千円（前期比30.8%増）、セグメント利益は5,930,882千円（同45.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2025年8月29日に第三者割当により1,275,600株の自己株式の処分を行い、3,009,140千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 優秀な人材の確保

当社グループでは、持続的な成長のために優秀な人材を確保することが不可欠と考えております。当社グループビジョンに共鳴できる人材獲得のため、積極的な採用活動を推進するだけでなく、入社後に定着して能力を発揮できるよう研修の充実を図るなど職場環境を整備してまいります。

② サービスの付加価値創出

SaaS型サービスは、導入費用の低さや導入までの期間の短さから認知度が高まっており、今後も成長が継続すると予想しております。一方で、新規参入してくることで、今後はサービス提供者が増え、価格競争が進むものと考えております。当社グループでは、顧客ニーズに合わせてサービスを進化させるとともに、新機軸のサービスを取り入れ差別化を図ってまいります。

③ 認知度向上とマーケティング強化

当社グループでは、インターネットへの広告や展示会への出展等を通じて顧客獲得を進めてきましたが、さらに顧客基盤を拡大させるため、サービスの認知度を一層高めることが不可欠と考えております。幅広い顧客層にリーチするため、新しいマーケティング手法を取り入れるほか、マス広告等のメディア活用も取り入れながら、さらなる認知度の向上に努めてまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループが運営するサービスにおいては、顧客情報や個人情報を取扱っており、これらの情報管理体制を強化することが重要であると考えております。プライバシーマークやISMS認証（ISO27001）及びISMSクラウドセキュリティ認証（ISO27017）を取得しており、情報セキュリティに関する方針を定めているほか、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の枠組み内である「ISMAP-LIU」に認定されており、社内規程の整備や運用の徹底、研修の実施、社内システムの一層のセキュリティ強化等を通じて、これらの情報を厳正に管理するための体制の強化に取り組んでまいります。

⑤ システムの安定的な稼働

当社グループが運営するサービスはインターネットを利用したサービスであり、システムの安定的な稼働が不可欠であります。利用者の増加やデータ容量拡大に対応するため、システム投資、メンテナンス投資及び運用管理体制の強化を引き続き行ってまいります。

⑥ 社内管理体制の強化

当社グループが事業環境に適応しつつ、持続的な成長を維持していくために、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクを適切にコントロールするための内部管理体制の強化が重要であると考えております。内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役と内部監査室が積極的に連携して定期的な監査を実施するほか、役員・従業員に対しては研修の実施等を通じてコンプライアンス体制を強化してまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第17期 2023年9月期	第18期 2024年9月期	第19期 2025年9月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	11,171	13,914	17,084
経 常 利 益 (百万円)	3,678	4,529	6,320
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,620	3,092	3,258
1株当たり当期純利益 (円)	63.83	73.13	78.60
総 資 産 (百万円)	12,016	15,410	18,628
純 資 産 (百万円)	9,445	12,099	14,809
1株当たり純資産 (円)	223.69	284.24	349.06

(注) 1. 当社では、第17期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
3. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第18期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第16期 2022年9月期	第17期 2023年9月期	第18期 2024年9月期	第19期 2025年9月期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	7,910	10,201	12,591	15,108
経 常 利 益 (百万円)	2,671	3,724	4,638	6,344
当 期 純 利 益 (百万円)	1,796	2,646	3,244	3,551
1株当たり当期純利益 (円)	44.73	64.45	76.72	85.67
総 資 産 (百万円)	7,944	11,411	14,577	18,264
純 資 産 (百万円)	6,464	9,458	12,248	15,252
1株当たり純資産額 (円)	160.57	223.99	288.24	359.99

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社グローアップ	1,000千円	100%	新卒学生のダイレクト・リクルーティングサービス「キミスカ」の運営。
Attack株式会社	15,000千円	100%	採用支援サービスである「TARGET」の運営。
ディー・フォー・ディー・アール株式会社	20,000千円	80%	企業の戦略企画、事業創発等のコンサルティングサービスの提供。
オーエムネットワーク株式会社	36,000千円	100%	業務シフトの自動作成・管理システム「R-Shift」等の提供。

(11) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

① マーケティングソリューション

- ・クラウド型テキストマイニング「見える化エンジン」の提供
- ・見える化技術を使った協業ビジネス・新規事業創出、新商品開発
- ・ナレッジマネジメントシステム「アルファスコープ」の提供
- ・社内ナレッジ、営業ナレッジの共有システムの構築
- ・クラウド型顧客育成CRMシステム「カスタマーリングス」の提供
- ・顧客獲得、顧客育成のためのコンサルティング

② HRソリューション

- ・タレントマネジメントシステム「タレントパレット」の提供
- ・人材の見える化による科学的な人事業務のための支援
- ・統合型スクールマネジメントシステム「ヨリソル」の提供
- ・新卒学生のダイレクト・リクルーティングサービス「キミスカ」の提供
- ・採用支援サービス「TARGET」の提供
- ・企業の戦略企画、事業創発、組織活性化、マーケティング支援、リサーチ等のコンサルティング
- ・業務シフトの自動作成・管理システム「R-Shift」の提供

(12) 主要な営業所（2025年9月30日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区東新橋一丁目9番2号
大阪支社	大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号
福岡支社	福岡県福岡市中央区薬院三丁目3番33号

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社グローアップ	東京都港区東新橋一丁目9番2号
Attack株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番2号
ディー・フォー・ディー・アール株式会社	東京都港区三田一丁目6番7号
オーエムネットワーク株式会社	新潟県新潟市中央区東大通二丁目1番18号

(13) 従業員の状況（2025年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
マーケティングソリューション	78名	2名減
HRソリューション	343名	29名増
全社（共通）	48名	13名増
合計	469名	40名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均臨時雇用人員については、従業員の100分10未満のため、記載を省略しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて40名増加しておりますが、これは事業拡大に伴い採用を強化したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
344名	40名増	31.6歳	4.2年

(注) 1. 従業員数は就業人数であります。

2. 平均臨時雇用人員については、従業員の100分10未満のため、記載を省略しております。
3. 従業員数が前事業年度末と比べて40名増加しておりますが、これは事業拡大に伴い採用を強化したことによるものであります。

(14) 主要な借入先（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,842,600株（自己株式472,250株含む）
- (3) 株主数 7,297名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三室克哉	6,549	15.45
鈴村賢治	4,458	10.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,720	8.78
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,424	5.72
合同会社アルファスタイル	2,370	5.59
プラスエナジー合同会社	2,250	5.31
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	1,647	3.88
株式会社マイナビ	1,275	3.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	807	1.90
木下圭一郎	801	1.89

- (注) 1. 持株比率は自己株式（472,250株）を控除して計算しております。
2. 合同会社アルファスタイルは、当社代表取締役社長三室克哉氏の資産管理会社であります。
3. プラスエナジー合同会社は、当社取締役副社長鈴村賢治氏の資産管理会社であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2024年11月29日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 1,747,700株

取得価額の総額 2,999,963千円

取得した期間 2024年12月2日から2025年2月25日

- ② 当社は、2025年8月13日開催の取締役会決議により、以下のとおり第三者割当による自己株式を処分いたしました。

処分した株式の種類及び数 普通株式 1,275,600株

処分価額の総額 3,009,140千円

処分した日 2025年8月29日

- ③ 当事業年度中における新株予約権の権利行使により、普通株式の発行済株式の総数が352,800株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年9月30日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第2回新株予約権

名称	第2回新株予約権
保有人数	
当社使用人	46名
新株予約権の個数	6,715個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	268,600株
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり14,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	発行価格 350円
新株予約権の権利行使期間	2021年9月28日～2029年9月27日
新株予約権の主な行使条件	(注1)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由であると認めた場合は、この限りではない。
 - ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場していること。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ④その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 2021年2月10日付で行った普通株式1株につき40株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 室 克 哉	株式会社グローアップ 取締役 ディー・フォー・ディー・アール株式会社 取締役 オーエムネットワーク株式会社 取締役
取締役副社長	鈴 村 賢 治	HRソリューション本部本部長 株式会社グローアップ 代表取締役 Attack株式会社 取締役 オーエムネットワーク株式会社 取締役
常務取締役	金 子 若 葉	HRソリューション本部副本部長 株式会社グローアップ 取締役 Attack株式会社 取締役
取締役	野 口 祥 吾	コーポレートストラテジー本部本部長 ディー・フォー・ディー・アール株式会社 取締役 オーエムネットワーク株式会社 取締役
取締役	竹 内 孝	情報システム担当
取締役	中 居 隆	コンサルティング担当 ディー・フォー・ディー・アール株式会社 取締役
取締役	西 村 光 治	弁護士 松尾綜合法律事務所 社員弁護士 株式会社セラク 取締役 森ヒルズリート投資法人 監督役員 オーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社 監査役
取締役	水 迫 洋 子	特定非営利活動法人OD Network Japan 理事 OD Lab合同会社 代表社員
取締役	武 藤 芳 彦	株式会社miraii 取締役CSO
常勤監査役	長 野 雅 彦	株式会社グローアップ 監査役 Attack株式会社 監査役 ディー・フォー・ディー・アール株式会社 監査役 オーエムネットワーク株式会社 監査役
監査役	落 合 誉	ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー
監査役	大久保 樹理	大久保樹理税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役西村光治氏、水迫洋子氏及び武藤芳彦氏は、社外取締役であります。
2. 上記社外取締役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。
3. 監査役長野雅彦氏、落合誉氏及び大久保樹理氏は、社外監査役であります。
4. 監査役長野雅彦氏の兼職先である株式会社グローアップ、Attack株式会社、ディー・フォー・ディー・アール株式会社、オーエムネットワーク株式会社は当社の連結子会社であります。
5. 監査役落合誉氏、大久保樹理氏が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。
6. 当社は、取締役西村光治氏、水迫洋子氏及び武藤芳彦氏、並びに監査役長野雅彦氏、落合誉氏及び大久保樹理氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査役落合誉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
8. 監査役大久保樹理氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役西村光治氏、取締役水迫洋子氏及び取締役武藤芳彦氏とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

監査役落合誉氏、監査役大久保樹理氏とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、2021年12月17日開催の取締役会において決議しております。中長期的な業績向上や企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、具体的には、公開されている役員報酬サーベイ情報による市況感を参考にするほか、基本報酬に加え、管掌部門の範囲・難易度・影響度等の現状貢献、事業部門責任者経験年数等の経年貢献、代表権及び役職役位等の要素を勘案して決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年9月27日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は7名。）、監査役の報酬額は、2019年6月30日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内（同株主総会終結時の監査役の員数は3名。）と決議されております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長の三室克哉氏にその具体的な内容の決定について委任を受けるものとしております。代表取締役社長に委任する権限は、株主総会において決議された総額の範囲内における個人別の固定報酬の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。なお、当該権限が適切に行使されるよう、1名以上の社外役員が参加する指名報酬委員会を開催し、その答申に従って決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	299,840 (14,400)	299,840 (14,400)	— (—)	— (—)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	16,400 (16,400)	16,400 (16,400)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計	316,240 (30,800)	316,240 (30,800)	— (—)	— (—)	12 (6)

(注) 期末現在の人員数は、取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

(5) 社外役員の活動状況に関する事項

区分	氏名	出席状況及び発言状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	西村 光治	弁護士として企業の危機管理やコンプライアンス体制に関する幅広い知見を有しております当該専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的立場から当社の経営に対する監督機能を十分に果たしております。また、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、事業内容への質問や意見及び当社コンプライアンス体制に関して随時有益な助言、提言を行うことで社外取締役として期待される役割を適切に行っております。
取 締 役	水迫 洋子	長年にわたり企業の新規事業・組織開発に関わってきた知見を有しております当該専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的立場から当社の経営に対する監督機能を十分に果たしております。また、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、事業内容への質問や意見及び当社コンプライアンス体制に関して随時有益な助言、提言を行うことで社外取締役として期待される役割を適切に行っております。
取 締 役	武藤 芳彦	IT/テクノロジー企業における経営経験やデジタルマーケティング領域でのビジネス知見を有しております当該専門的知見を活かし、経営から独立した客観的・中立的立場から当社の経営に対する監督機能を十分に果たしております。また、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、事業内容への質問や意見及び当社コンプライアンス体制に関して随時有益な助言、提言を行うことで社外取締役として期待される役割を適切に行っております。
監 査 役	長野 雅彦	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回のすべてに出席し、主に金融・経済に関する専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。
監 査 役	落合 誉	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。
監 査 役	大久保 樹理	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回のすべてに出席し、主に税理士としての豊富な経験と税務、会計に関する専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会は除いております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで会計監査報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記報酬等の額に、2024年9月期の追加報酬7,200千円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けております。配当政策につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、年1回の安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とし、目標を配当性向30%としております。

内部留保資金につきましては、今後の経営環境の変化及び長期事業展開に対応し、当社サービスの技術革新、優秀な人材の獲得、及び成長分野への投資等に有効活用していきたいと考えております。

また、当事業年度の剰余金の配当につきましては継続的な安定配当の基本方針のもと、期末配当として1株当たり29円の配当を実施することを2025年11月14日開催の取締役会において決議しております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,865,546	流动負債	3,658,016
現金及び預金	14,664,506	買掛金	261,746
受取手形、売掛金及び契約資産	1,796,717	未払金	453,484
商品	2,873	未払費用	292,650
仕掛品	23,328	未払法人税等	1,283,026
前払費用	273,732	未払消費税等	371,848
その他の	107,074	契約負債	640,790
貸倒引当金	△2,686	賞与引当金	295,386
固定資産	1,763,378	その他の	59,083
有形固定資産	284,002	固定負債	161,835
建物	169,184	繰延税金負債	155,731
車両運搬具	3,475	退職給付に係る負債	6,104
工具、器具及び備品	111,342	負債合計	3,819,851
無形固定資産	848,872	純資産の部	
ソフトウエア	23,524	株主資本	14,789,999
のれん	347,413	資本金	557,827
その他の	477,934	資本剰余金	1,367,306
投資その他の資産	630,503	利益剰余金	13,675,516
繰延税金資産	226,621	自己株式	△810,652
その他の	404,377	非支配株主持分	19,073
貸倒引当金	△495	純資産合計	14,809,072
資産合計	18,628,924	負債・純資産合計	18,628,924

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,084,345
売 上 原 価		4,756,917
売 上 総 利 益		12,327,427
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,948,735
営 業 利 益		6,378,692
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,227	
そ の 他	2,618	13,845
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	9,584	
支 払 手 数 料	61,823	
控 除 対 象 外 消 費 税 等	394	
そ の 他	287	72,089
経 常 利 益		6,320,449
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	612	612
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	225	
減 損 損 失	1,154,121	1,154,346
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,166,715
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,953,950	
法 人 税 等 調 整 額	△43,746	1,910,204
当 期 純 利 益		3,256,510
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△2,167
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,258,678

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表
(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,879,719	流動負債	3,011,288
現金及び預金	12,938,111	買掛金	266,140
受取手形	3,175	未払金	248,479
売掛金	1,683,897	未払費用	267,788
仕掛品	839	未払法人税等	1,282,031
前払費用	233,022	未払消費税等	351,803
関係会社短期貸付金	50,000	契約負債	302,376
その他の	6,260	賞与引当金	251,653
貸倒引当金	△35,588	その他の	41,016
固定資産	3,384,498	負債合計	3,011,288
純資産の部			
有形固定資産	245,759	株主資本	15,252,929
建物	155,647	資本金	557,827
工具器具備品	90,111	資本剰余金	1,367,306
無形固定資産	11,436	資本準備金	547,827
ソフトウェア	11,436	その他資本剰余金	819,478
投資その他の資産	3,127,302	利益剰余金	14,138,447
関係会社株式	2,109,763	利益準備金	2,500
繰延税金資産	652,728	その他利益剰余金	14,135,947
その他の	365,305	繰越利益剰余金	14,135,947
貸倒引当金	△495	自己株式	△810,652
資産合計	18,264,217	純資産合計	15,252,929
		負債・純資産合計	18,264,217

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,108,469
売 上 原 価		4,011,226
売 上 総 利 益		11,097,242
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,680,959
営 業 利 益		6,416,282
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,032	
業 務 受 託 料	6,000	
受 取 地 代 家 賃	14,110	
そ の 他	1,474	32,618
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	9,584	
支 払 手 数 料	61,823	
固 定 資 産 除 却 損	0	
控 除 対 象 外 消 費 税 等	258	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	32,901	
そ の 他	275	104,843
経 常 利 益		6,344,056
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	122	122
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	225	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,370,652	1,370,877
税 引 前 当 期 純 利 益		4,973,301
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,895,667	
法 人 税 等 調 整 額	△473,919	1,421,747
当 期 純 利 益		3,551,553

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月26日

株式会社プラスアルファ・コンサルティング

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉川高史

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柄澤涼

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プラスアルファ・コンサルティングの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラスアルファ・コンサルティング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月26日

株式会社プラスアルファ・コンサルティング

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉川高史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗澤涼
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラスアルファ・コンサルティングの2024年10月1日から2025年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相當であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相當であると認めます。

2025年11月28日

株式会社プラスアルファ・コンサルティング 監査役会

監査役（常勤社外監査役）長野 雅彦 印

監査役（社外監査役）落合 誉 印

監査役（社外監査役）大久保 樹理 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	【再任】 三室 克哉 (1969年2月5日)	1993年4月 株式会社野村総合研究所 入社 2007年8月 イージーコンサルティング株式会社 (現当社) 取締役 就任 2007年10月 当社代表取締役社長 就任 (現任) 2022年10月 株式会社グローアップ取締役 就任 2024年6月 ディー・フォー・ディー・アール株式会社取締役 就任 2024年7月 オーエムネットワーク株式会社取締役 就任	7,563,700株
【取締役候補者とした理由】			
		当社の創業期より代表取締役社長として経営を指揮し、事業の持続的成長を牽引してきました。会社経営に関する豊富な経験と知見を有しており、今後も当社の企業価値向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	
2	【再任】 鈴村 賢治 (1976年7月15日)	1999年4月 株式会社野村総合研究所 入社 2007年10月 当社取締役 就任 2015年10月 当社取締役副社長 就任 (現任) 2022年4月 株式会社グローアップ取締役 就任 2022年10月 株式会社グローアップ代表取締役 就任 2024年2月 Attack株式会社取締役 就任(現任) 2024年7月 オーエムネットワーク株式会社取締役 就任 2025年10月 株式会社グローアップ取締役 就任 (現任) (現在の担当) タレントパレット事業本部本部長	6,623,500株
【取締役候補者とした理由】			
		当社の創業期より取締役として当社の経営を担うとともに、各事業の営業部門を牽引してきたほか、主力のタレントパレット事業部門を統括するなど重要な役割を果たしております。今後も当社の企業価値向上と持続的な成長に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">かねこわかば 金子若葉 (1977年4月21日)</p>	<p>1997年4月 山田薬品株式会社 入社 2007年8月 イージーコンサルティング株式会社 (現当社) 入社 2014年10月 当社執行役員 就任 2017年10月 当社取締役 就任 2022年10月 株式会社グローアップ取締役 就任 2022年12月 当社常務取締役 就任(現任) 2024年2月 Attack株式会社取締役 就任 2025年10月 Attack株式会社代表取締役 就任 (現任) (現在の担当) タレントパレット事業本部副本部長</p>	206,000株
【取締役候補者とした理由】			
コンサルティング業務における豊富な経験と幅広い見識を有しており、各事業部門の責任者を歴任してきたほか、主力のタレントパレット事業部門においてコンサルティング部門を統括するなど重要な役割を果たしております。当社のさらなる発展のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
4	<p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">のぐちしようご 野口祥吾 (1970年11月21日)</p>	<p>1996年4月 株式会社大和総研 入社 2000年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社 2002年8月 KPMGコーポレートファイナンス株式会社 (現株式会社KPMG FAS) 入社 2003年9月 ヤフー株式会社 (現LINEヤフー株式会社) 入社 2006年9月 株式会社アイフィスジャパン 入社 2007年3月 同社取締役 就任 2019年7月 当社取締役 就任(現任) 2024年6月 ディー・フォー・ディー・アール株式会社取締役 就任(現任) 2024年7月 オーエムネットワーク株式会社取締役 就任(現任) 2025年10月 株式会社グローアップ取締役 就任 (現任) 2025年10月 Attack株式会社取締役 就任 (現任) (現在の担当) コーカサスストラテジー本部本部長</p>	107,600株
【取締役候補者とした理由】			
当社取締役に就任して以来コーポレート部門を統括しており、経営企画部門、人事部門、総務部門の責任者を歴任してまいりました。その過程で培った知見を活かし当社のさらなる発展のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">たけうち　たかし 竹内 孝 (1972年8月4日)</p>	1995年4月 株式会社フィデス 入社 1997年9月 東京ソフト株式会社 入社 2007年9月 イージーコンサルティング株式会社 (現当社) 入社 2014年10月 当社執行役員 就任 2017年10月 当社取締役 就任(現任) (現在の担当) 情報システム担当	248,000株
【取締役候補者とした理由】			
幅広いITサービスの開発経験を有しており、当社の各事業のサービス開発とシステム基盤の構築に尽力してまいりました。各事業の開発部門を牽引してきたほか、情報セキュリティ強化や次世代技術開発の担当部門を統括するなど重要な役割を果たしております。当社のさらなる発展のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
6	<p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">なかい　たかし 中居 隆 (1968年9月17日)</p>	1994年4月 株式会社野村総合研究所 入社 2004年4月 NRIサイバーパテント株式会社 (現 サイバーパテント株式会社) 出向 2010年10月 NRIサイバーパテント株式会社 (現 サイバーパテント株式会社) 転籍 2016年2月 当社 入社 2018年10月 当社執行役員 就任 2019年10月 当社取締役 就任(現任) 2024年6月 ディー・フォー・ディー・アール株 式会社取締役 就任(現任) (現在の担当) 事業推進担当	31,400株
【取締役候補者とした理由】			
コンサルティング業務における実務経験や豊富な専門知識を有しており、各事業においてコンサルティング部門を牽引してきております。当社のさらなる発展のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	【再任】 西村光治 (1965年10月6日)	<p>1992年4月 弁護士登録 東京弁護士会 入会</p> <p>松尾綜合法律事務所 入所（現任）</p> <p>2004年4月 中央大学法学部講師 就任（現任）</p> <p>2007年6月 日本パーカライジング株式会社 監査役 就任</p> <p>2014年12月 株式会社セラク取締役 就任（現任）</p> <p>2015年3月 カンロ株式会社監査役 就任</p> <p>2015年6月 日本パーカライジング株式会社 取締役 就任</p> <p>2017年4月 森ヒルズリート投資法人 監督役員 就任（現任）</p> <p>2018年6月 オーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社 監査役 就任（現任）</p> <p>2020年10月 当社社外取締役 就任（現任）</p>	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な経験を有しております、法的な観点からの助言・監視を期待できると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
8	【再任】 水迫洋子 (1966年8月30日)	<p>1987年4月 野村證券株式会社 入社</p> <p>2000年4月 株式会社キャリアライズ 入社</p> <p>2005年3月 株式会社スコラ・コンサルト 入社</p> <p>2008年10月 同社 代表取締役 就任</p> <p>2016年4月 特定非営利活動法人 OD Network Japan理事 就任（現任）</p> <p>2020年5月 OD Lab合同会社 代表社員 就任（現任）</p> <p>2021年12月 当社社外取締役 就任（現任）</p>	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
長年にわたり、企業の新規事業開発や組織開発に関わってきた知見を有しているほか、事業会社での代表職を歴任しており、客観的で中立的な観点からの、助言・監視を期待できると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	<p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">むとう よしひこ 武 藤 芳 彦 (1960年6月25日)</p>	<p>1985年4月 日産自動車株式会社 入社</p> <p>1987年7月 株式会社東急エージェンシーインターナショナル（現株式会社フロンティッジ）入社</p> <p>1995年11月 クアーズ・ジャパン株式会社 入社</p> <p>1999年9月 ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社）入社</p> <p>2009年4月 ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社） 執行役員 就任</p> <p>2012年8月 ユナイテッド・シネマ株式会社 代表取締役社長 就任</p> <p>2014年11月 株式会社フリークアウト 執行役員就任</p> <p>2017年4月 株式会社エモーションテック 入社</p> <p>2020年2月 株式会社イノビオット（現株式会社mirai） 取締役CSO 就任（現任）</p> <p>2020年8月 株式会社エモーションテック 取締役 就任</p> <p>2022年12月 当社社外取締役 就任（現任）</p>	0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

IT／テクノロジー企業における経営経験やデジタルマーケティング領域でのビジネス知見を有しているほか、事業会社での代表職を歴任しており、客観的で中立的な観点からの助言・監視を期待できると考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西村光治氏、水迫洋子氏、武藤芳彦氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は西村光治氏、水迫洋子氏及び武藤芳彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社と西村光治氏、水迫洋子氏及び武藤芳彦氏は会社法第427条第1項及び当社の定款第31条第2項に基づき責任限定契約を締結しております、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。保険料は全額当社が負担いたします。本議案が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新する予定です。
5. 当社代表取締役社長三室克哉氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社アルファスタイルが保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
6. 当社取締役副社長鈴村賢治氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社であるプラスエナジー合同会社が保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

7. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結時）は以下のとおりであります。

氏名	就任年月	在任年数
西村光治	2020年10月	5年
水迫洋子	2021年12月	4年
武藤芳彦	2022年12月	3年

<ご参考>

第1号議案が承認された場合に当社が期待する分野

当社における地位 氏名	在任期間	企業経営	事業戦略	財務会計	法律 リスク 管理	営業 マーケ ティング	テクノ ロジー	人材管理
代表取締役社長 三室 克哉	18年	○			○		○	
取締役副社長 鈴村 賢治	18年	○	○			○		
常務取締役 金子 若葉	8年				○	○		○
取締役 野口 祥吾	6年			○	○			○
取締役 竹内 孝	8年				○		○	○
取締役 中居 隆	6年		○			○		○
社外取締役 西村 光治	5年	○		○	○			
社外取締役 水迫 洋子	4年	○				○		○
社外取締役 武藤 芳彦	3年	○	○			○		

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は2019年9月27日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は7名。）と決議し、今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額600百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4) 取締役及び監査役の報酬等 ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役の員数は9名（うち、社外取締役3名。）であります。第1号議案「取締役9名選任の件」が原案通り承認可決された場合、取締役の員数に変更はありません。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

I 提案の理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）及び議案を相当とする理由

1. ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、第2号議案にてご承認をお願いしております報酬枠（年額600百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とは別枠にて、対象取締役に対して付与するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額300百万円以内とするとともに、ストック・オプションの内容につき下記2. のとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、当社における対象取締役の業務

執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定することとしており、また、ストック・オプションの権利行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は低く、希薄化率は軽微であることから、対象取締役の報酬等の内容は相当であると考えております。当社は、2021年12月17日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針を定めておりますが、本株主総会に提出される第19期事業年度（2024年10月1日から2025年9月30日まで）に係る貸借対照表に資本金として計上される額が5億円以上となり、当社が会社法上の大会社に移行することを踏まえ、本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容との整合性等を加味し、本総会終結後の当社の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針について改めて決議することを予定しております。なお、対象取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権に係る報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

また、現在の取締役は9名（うち、社外取締役は3名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されました後は、取締役は9名（うち、社外取締役は3名）となり、対象取締役の員数は6名となります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、4,000個とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は400,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うこ

とができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使条件として、上記Ⅱ1. で述べた導入の目的を踏まえ、当社の業績及び企業価値向上に資するよう当社の取締役会において当社の株価動向や連結業績を示す指標を選定することができるものとし、その場合には当該指標の達成状況に基づき当該行使条件が充たされ、且つ、下記②乃至⑥に基づき定められる他の行使条件も充たされることにより、新株予約権が行使可能となるものとする。当社の株価動向や連結業績を示す指標としては、客観性、透明性のある指標として、(i) 株価ベースの指標（例：一定時期または一定期間における東京証券取引所における当社普通株式の終値又はその平均値、株主総利回り（Total Shareholder Return (TSR)）等）及び(ii)財務ベースの業績指標（例：連結売上高、連結当期純利益、EBITDA等）を選定するものとし、具体的な指標については当社のおかれた事業状況、事業計画、持続的な成長のための課題等を総合的に勘案の上当社取締役会において選定する。なお、当該選定された指標に係る具体的な数値基準については、当社の業績及び企業価値向上に向けたインセンティブとして適切に機能するかという観点から当社取締役会において検討するものとし、この結果相当と判断された数値基準を設定するものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満

了による退任、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（8）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル25階当社会議室



最寄駅

新交通ゆりかもめ	「汐留駅」徒歩1分
都営地下鉄大江戸線	「汐留駅」徒歩1分
J R	「新橋駅」徒歩10分
東京メトロ銀座線	「新橋駅」徒歩12分
都営地下鉄浅草線	「新橋駅」徒歩10分

※当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申しあげます。